

高知県国民保護協議会運営要綱（案） 新旧対照表

新	旧
<p>(会長の職務代理) 第2条 条例第3条の会長があらかじめ指名する委員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 副知事 (2) <u>県危機管理部長</u> <u>(削除)</u></p> <p>(幹事会) 第6条 協議会に幹事をもって構成する幹事会を置き、幹事長は県<u>危機管理部副部長</u>をもって充てるものとする。</p> <p>(庶務) 第9条 協議会の庶務は、高知県<u>危機管理部危機管理・防災課</u>において処理する。</p>	<p>(会長の職務代理) 第2条 条例第3条の会長があらかじめ指名する委員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 副知事 (2) <u>出納長</u> (3) <u>県理事 (危機管理担当)</u></p> <p>(幹事会) 第6条 協議会に幹事をもって構成する幹事会を置き、幹事長は県<u>参事 (危機管理担当)</u>をもって充てるものとする。</p> <p>(庶務) 第9条 協議会の庶務は、高知県<u>総務部危機管理課</u>において処理する。</p>

高知県国民保護協議会運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、高知県国民保護協議会条例（平成17年高知県条例第4号。以下「条例」という。）第7条の規定により、高知県国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長の職務代理）

第2条 条例第3条の会長があらかじめ指名する委員は、次に掲げる者とする。

(1) 副知事

(2) 県危機管理部長

2 前項に掲げる者が会長の職務を代理する順位は、同項各号の順序による。

（会議の公開）

第3条 協議会の会議（以下この条第2項から第5条まで及び第7条において「会議」という。）は、原則として公開する。ただし、審議会等の会議の公開に関する指針（平成11年3月1日知事決定）で定める非公開事由に該当する場合は、会長は、協議会の会議を公開しないことができる。

2 会長は、前項ただし書の規定により会議を公開しないこととしたときは、当該会議に報告し、その承認を求めなければならない。

（会議の招集及び議事等）

第4条 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、会議の開会までにその旨を会長に連絡するものとする。

2 前項の場合において、委員（国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者として任命された委員（以下「有識者等委員」という。）を除く。）は、その属する機関の職員のうちから代理人を選任し、その者を会議に出席させることができる。この場合、代理人は、出席した協議会の議事の参与については、委員とみなす。

3 会議を欠席する委員は、会長を通じて、招集のあった会議に付議される事項について、書面により意見を提出することができる。ただし、前項の規定により代理人を出席させる場合を除く。

4 議長は、会議において必要と認めるときは、幹事及び専門委員の意見を求めることができる。

（会議録）

第5条 会議を開いたときは、会議録を作成するものとする。

2 前項の会議録には、議長及び会議においてその都度定めた署名委員2名が署名するものとする。

3 第1項の会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 開催日時及び場所

- (2) 出席委員の氏名
- (3) 会議の経過の概要
- (4) 議案別の議事の概要
(幹事会)

第6条 協議会に幹事をもって構成する幹事会を置き、幹事長は県危機管理部副部長をもって充てるものとする。

- 2 協議会に付議する事項は、特別な場合を除き、幹事会の審議を経るものとする。
- 3 幹事会の会議（以下この条において「幹事会議」という。）は、会長が招集し、幹事長が、その議長となる。
- 4 会長は、その属する機関の職員のうちから幹事が任命されていない委員及び有識者等委員を幹事会議に出席させることができる。この場合、当該委員は、出席した幹事会の議事の参与については、幹事とみなす。
- 5 幹事会議の議長は、前条第3項の規定に準じた会議録を作成するものとする。
- 6 第3条、第4条並びに条例第4条第2項及び第3項の規定は、幹事会議に準用する。
(専決処分)

第7条 会長は、協議会が処理すべき事項のうち、次に掲げるものについて、専決処分することができる。

(1) 関係指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めること。

(2) その他軽微な事項

- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告しなければならない。

(異動等の報告)

第8条 県職員のうちから任命する委員及び幹事並びに有識者等委員を除き、異動等による後任の委員又は幹事の任命が必要な場合は、当該委員又は幹事の属する機関の代表者は、後任候補者を選任し、その役職、氏名及び異動等年月日を会長に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、高知県危機管理部危機管理・防災課において処理する。

附 則

この要綱は、平成17年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。